

[別 紙]

様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 入江こどもクリニック
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県幸手市大字幸手151番地1
- (3) 設立認可年月日 平成10年 8月25日
- (4) 設立登記年月日 平成10年10月 1日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	入江こどもクリニック	埼玉県幸手市大字幸手151番地1	無床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 8月19日 令和2年度決算の決定

令和 3年 8月19日 理事報酬額の決定

令和 4年 6月23日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

## 様式3-2

法人名 医療法人 入江こどもクリニック  
 所在地 埼玉県幸手市大字幸手151番地1

貸 借 対 照 表  
 (令和 4年 6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	71,989	I 流動負債	5,924
II 固定資産	43,276	II 固定負債	10,171
1 有形固定資産	10,251	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	432	負債合計	16,095
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	32,593 0	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	89,170
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	99,170
資産合計	115,265	負債・純資産合計	115,265

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式 4-2

法人名 医療法人 入江こどもクリニック  
 所在地 埼玉県幸手市大字幸手151番地1

損 益 計 算 書  
 (自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	102,075
2 事業費用	96,715
本来業務事業利益	5,360
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	5,360
II 事業外収益	6,299
III 事業外費用	68
IV 特別利益	11,591
V 特別損失	0
税引前当期純利益	538
法人税等	11,053
当期純利益	386
	10,667

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 入江こどもクリニック  
所在地 埼玉県幸手市大字幸手151番地1

財産目録  
(令和4年 6月30日現在)

1. 資産額	115,265千円
2. 負債額	16,095千円
3. 純資産額	99,170千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	71,989
B 固定資産	43,276
C 資産合計 (A+B)	115,265
D 負債合計	16,095
E 純資産 (C-D)	99,170

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 入江こどもクリニック  
 所在地 埼玉県幸手市大字幸手151番地1

### 関係事業者との取引の状況に関する報告書

#### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

#### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 入江こどもクリニック

理事長 入江 一雄 殿

私は、医療法人 入江こどもクリニック の令和3会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 8月25日  
医療法人 入江こどもクリニック

監事 濱本 佳代子 印

414